

「ネクストウィル・タックスレビュー」では、毎月 1 回、法人税、所得税、相続税等の税務情報を配信させていただきます。特に税制改正等の注目度の高い税務については、なるべく早く取り上げていきたいと思っております。ご自分が税務でお悩みの方はもとより、日頃から税務でお悩みの方と接する機会が多い、弁護士、司法書士、不動産鑑定士、社会保険労務士等の士業の先生方、不動産関連業界及び金融機関の方々などのクライアントサービスに役立つ情報の配信を心がけております。ぜひご利用ください。

－ 改正消費税法が平成 24 年 8 月 22 日に公布 －

8 月 22 日、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律案」をはじめとする社会保障と税一体改革関連法案が可決、成立しました。これにより、消費税の税率は平成 26 年 4 月 1 日から 8%、平成 27 年 10 月 1 日から 10%へと段階的に引き上げられることになりました。今回のタックスレビューでは、基本的な考え方の確認と主な経過措置を簡単に説明したいと思います。

1. 基本的な考え方

消費税の改正による税率の引き上げは、平成 26 年 4 月 1 日及び平成 27 年 10 月 1 日を引き上げのタイミングとしており、その前後で税率が変わることになります。具体的には、以下のとおりです。

	現行	平成26年4月1日 施行	平成27年10月1日 施行
消費税	4.0%	6.3%	7.8%
地方消費税	1.0%	1.7%	2.2%
合計税率	5.0%	8.0%	10.0%

税率変更のタイミングについて、簡単な例を用いて説明いたします。

- ケース①：平成 26 年 3 月 31 日に商品を仕入れて、同日売却した場合
- ケース②：平成 26 年 3 月 31 日に商品を仕入れて、翌日平成 26 年 4 月 1 日に売却した場合
- ケース①の場合は、商品の仕入に係る消費税及び商品の譲渡に係る消費税はともに 5%となります。
- ケース②の場合は、商品の仕入に係る消費税は 5%ですが、商品の譲渡に係る消費税は 8%となります。

2. 一定の取引における経過措置

消費税の税率変更の基本的な考え方は上記のとおりですが、前回(平成 9 年)の 3%から 5%への税率の引き上げ時と同様、一定の取引について別段の定めを設ける経過措置が規定されています。主な経過措置として以下のものがあります。

- ① 平成 25 年 10 月 1 日(「指定日」といいます)の前日までに締結した工事の請負契約、また、これらに類する政令で定める契約に基づき、平成 26 年 4 月 1 日(「施行日」といいます)以後に当該契約に係る課税資産の譲渡等を行う場合には、消費税率は旧税率(5%)を適用することになります。
- ② 指定日の前日までに締結した資産の貸付け(不動産賃貸借契約、リース契約等)に係る資産の貸付けを行う場合には、施行日以後に行う当該資産の貸付けに係る消費税については、旧税率(5%)を適用することになります(但し、指定日以後に当該資産の貸付けの対価の額の変更が行われた場合には、新税率が適用されることとなります)。

従って、上記のような工事の請負契約や資産の賃貸借契約を行う場合、指定日である平成 25 年 10 月 1 日の前日までに契約を締結するかどうか検討することが重要です。特に、工事の請負契約や資産の賃貸借契約は総額が多額になるケースが多く、消費税率 3%の差額の影響が大きくなる可能性もありますので、留意が必要です。

【未分割遺産の二次相続】

相続税関係でよくご質問いただくケースをご紹介します。

<質問>

- A が他界し、相続人は A の妻 B と長男 C、長女 D の 3 人です。
- A の遺産分割協議を行ったところ、相続税の申告期限までに遺産分割がまとまらず、相続税の期限内申告はとりあえず法定相続分どおり承継したのとして申告しました。
- その後、未分割のまま、間もなく妻 B が他界しました。
- 妻 B の相続人である長男 C 及び長女 D は、妻 B の相続税の申告の際に、A の財産の 2 分の 1 を相続財産として加算する必要があるのでしょうか？

<回答>

- A の相続(「一次相続」といいます)に関して遺産分割が行われていないため、まずは一次相続の遺産分割を確定させる必要があります。
- この時に、A の相続人は妻 B、長男 C、長女 D ですが、妻 B は他界しているため、妻 B の相続人である長男 C と長女 D が妻 B の相続人としての地位を相続することになります。
- つまり、長男 C と長女 D との間で A の財産は妻 B に相続させず、長男 C と長女 D に相続させることを合意すれば、一次相続において妻 B は何も相続しなかったこととなりますので、妻 B の相続(「二次相続」といいます)の際には、相続財産に A の財産は加算しなくてよいこととなります。
- 一方、一次相続の遺産分割が、二次相続の相続税の申告期限までに確定しない場合、一次相続における未分割財産の 2 分の 1 は妻 B の財産となり、二次相続の相続財産に加算することになるので留意が必要です。
- なお、妻 B に A の財産を承継させた方が配偶者の税額軽減の特例によって有利になる場合もありますので、実務においては、一次相続及び二次相続の税額のシミュレーションを行ってから判断することになります。

ネクストウィル・タックスレビュー Vol.23

発行日:平成 24 年 9 月 10 日(毎月 10 日発行)

発行者:ネクストウィル・コンサルティング株式会社/西田公認会計士事務所

住所:107-0052 東京都港区赤坂 7 丁目 9 番 4 号赤坂 Vetro 3 階 電話:03-3568-1977 / FAX:03-3568-1979



上記の内容に係らず、会計・税務に関する疑問点、不明点等がありましたら、お気軽にお問い合わせ下さい。

【参考文献】

- 衆議院 HP
- 税務研究会「税務通信」3221号～3226号、月刊「資産税通信」No.24

【連絡先】

ネクストウィル・コンサルティング株式会社/西田公認会計士事務所

電話:03-3568-1977 FAX:03-3568-1979 E-mail: info@nextwill.co.jp

担当者: パートナー 西田 誠 / シニア・コンサルタント 武山 洋介

【事業概要】

- 法人アドバイザー事業
法人税務顧問サービス、社外 CFO サービス、記帳代行/事務代行サービス
- 個人アドバイザー事業
所得税・相続税・贈与税等の税務申告サービス、相続・事業承継対策サービス
- 財務アドバイザー事業
M&A アドバイザー業務、財務デューデリジェンス業務
企業価値評価業務、事業再生支援業務